

経済学部への転学部について

「国立大学法人埼玉大学転学部・転学科規則」及び「経済学部への転学部に関する細則」に基づき、下記の要領で経済学部への転学部を受け付けます。

【出願資格】

1. 転学部を希望する年度の4月1日時点での在学期間（休学期間を除く）が2年以上6年以下であること。
 2. 経済学部の専門科目16単位以上を修得済み、もしくは修得見込であること。
 3. 2.において修得した経済学部専門科目のGPAが2.2以上となる見込みであること。
 4. 転学部を希望する年度の第1タームから履修する「演習」の担当教員が確定していること。
- ※ 私費外国人留学生にあつては、日本留学試験の成績が本学部で定める下記の基準（私費外国人留学生特別選抜試験の出願資格と同一）を満たしていなければならない。
- ①. 日本語（読解、聴解、聴読解）の合計得点が280点以上
 - ②. 総合科目又は理科（3科目のうち2科目選択）と数学（コース1又はコース2）の合計得点が280点以上

【募集人員】

受け入れ人員は各メジャーそれぞれ1名を上限とし、転学部希望者が当該受け入れ枠を超える場合は、経済学部専門科目の成績（GPA）を基に上位の者から順に決定する。

また、演習担当教員が受け入れ可能な転学部希望者の人数は、原則として各1名までとする。

【留意事項】

- 合格者は出願した翌年度の4月1日に経済学部3年次に転学部し、転学部後、卒業までに2年以上の在学を必要とする。
- 出願段階において履修中の科目がある場合、当該科目および単位数を学生調書特記事項欄に記載すること。
- 演習については、事前に所属を希望する教員からの了承を得た上で出願を行うこと。出願希望者には、演習に関する各担当教員の詳細情報が記載された「演習概要」を配付するので、経済学部係まで申し出ること。

【提出書類】

1. 転学部願（別紙様式）
2. 学生調書 ※所属希望メジャーについて第2～4希望がある場合、特記事項記載欄に記載すること。
3. 成績証明書
4. その他所属学部で必要と認める書類

転学部規則に従い、希望する年度の転学部許可日（4月1日）の2ヶ月前までに所属学部係へ提出すること。ただし、事務手続きの期間等を考慮し、期限には余裕を持って提出することが望ましい。

※ 所属学部係にて別途、提出期間の定めがある場合にはそちらに従うこと。

転学部願

年 月 日

埼玉大学長 殿

(志願者)

学部 課程 専攻 年次
学科
学籍番号
氏 名
現 住 所
電話番号
〒 自 宅
携 帯

(保証人)

氏 名
現 住 所
電話番号
〒 自 宅
勤務先
本人との関係

下記のとおり転学部を希望しますので、関係書類を添えて願い出ます。
記

志 望 学 部	学部	学科 ・ 課程	専攻
転学部を志望する理由			
年 月 日	学 歴		
特 記 事 項			
指 導 教 員 等			
所 見 欄	指導教員等氏名		

(注) 学歴欄は、高等学校卒業から現在までを記入すること。

学 生 調 書

この位置に学生証を置いてコピー

(自署欄)

学籍番号:

氏 名:

学籍異動 (休学、留学、 転学部、転学科、 改姓または改名)	期間または年月日		内 容
	年 月 日	～ 年 月 日	
	年 月 日	～ 年 月 日	
	年 月 日	～ 年 月 日	
	年 月 日	～ 年 月 日	
	年 月 日	～ 年 月 日	

志望学部		教養学部	教養学科	専修課程	専攻
	○	経済学部	経済学科 演習担当教員:		メジャー (本紙提出時に教員から内諾を得ていること)
		教育学部	課程	コース	専修 分野
		理学部		学科	
		工学部		学科	

特記事項記載欄(転学部理由書は裏面)

転学部を志望する理由

[illegible]

■経済学部への転学部に関する細則

令和 3 年 7 月 3 0 日

国立大学法人埼玉大学転学部・転学科規則第 1 1 条に規定する、各学部で定める必要な事項については、この細則の定めるところによる。

(許可の時期)

第 1 条 本学部への転学部の許可の時期は 3 年次の 4 月 1 日からとする。

(出願資格)

第 2 条 本学部への転学部を出願することができるのは、次のすべての要件を充たしている者とする（ただし、私費外国人留学生以外の学生については、(5) を除く）。

- (1) 転学部許可時点において、在学期間（休学期間を除く）が 2 年以上 6 年以下であること。
- (2) 転学部許可時点において、経済学部の専門科目 1 6 単位以上を修得していること。
- (3) (2) において修得した経済学部専門科目の G P A が 2.2 以上であること。
- (4) 3 年次第 1 タームからの演習担当教員が確定していること。
- (5) 私費外国人留学生にあつては、日本留学試験の成績が本学部で定める下記の基準（私費外国人留学生特別選抜試験の出願資格と同一）を満たしていること。
 - ① 日本語（読解、聴解・聴読解）の合計得点が 280 点以上であること。
 - ② 総合科目又は理科（3 科目のうち 2 科目選択）と数学（コース 1 又はコース 2）の合計得点が 280 点以上であること。

(承認)

第 3 条 本学部への転学部の志望については、第 2 条の要件に基づき経済学部教授会において承認する。

(卒業要件単位の認定)

第 4 条 当該転学部者が転学部前に埼玉大学で修得した単位は、すべてそのまま引き継がれる。ただし、本学部の卒業要件単位としての認定は、転学部した当該 3 年次生に適用される経済学部規程に基づき、カリキュラム委員会における審査を経て学部長が行う。

(在学期間)

第 5 条 転学部者は、転学部後、卒業までに 2 年以上の在学を必要とする。

(受入定員)

第 6 条 本学部において受け入れる人員は、各メジャーにおいてそれぞれ 1 名を上限とし、転学部希望者が当該受け入れ枠を超えている場合は、経済学部専門科目の成績（G P A）を基に上位の者から順に決定する。

(演習における転学部生受入定員)

第7条 1つの演習が受け入れ可能な人数は、原則として1名までとする。

附則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この細則は、令和3年8月1日から施行する。